

定14 千葉県立長生高等学校
平成30年4月16日改定
長生高校いじめ防止基本方針（全日制・定時制）

1 いじめ防止基本方針策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する必要がある。そこで、「学校いじめ防止基本方針」の策定にあたっては、策定委員会や職員会議での審議、PTA役員等からの意見聴取をし、決定する。このようなことを考慮し、本校に在籍する生徒、保護者、地域住民、関係機関（教育委員会、警察署等）との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処のための対策に関し、学校としての責務を明らかにし、その基本的な方針をいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び県いじめ防止対策推進条例（平成26年4月施行、以下「法」という。）に則り策定する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条関係）

3 いじめ防止の基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするために、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。（法第3条関係）

4 いじめ防止宣言

本校生徒は、いじめを絶対に行いません。

本校職員は、いじめを絶対に見過ごしません。（法第4条関係）

5 本校及び職員の責務

本校及び本校職員は、いじめ防止の基本理念に則り、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われる

ときは、適切かつ迅速にこれに対処する。また、その再発防止に努める。

(法第8条・第23条関係)

本校は、所属する教職員に対し、計画的にいじめの防止等のための研修を実施し、資質の向上を図る。(法第18条関係)

6 本校におけるいじめの未然防止

- (1) 本校は、日常生活のなかで生徒のよりよい人間関係を構築していくことが、いじめ防止の基本であることから、生徒指導の機能が発揮される教育活動の推進を基本に、いじめが起こりにくい集団づくり等、生徒の人間性を育み、よりよい人間関係を築こうとする態度を育成していく。
- (2) (共通) 本校は、生徒指導の機能を生かした授業の展開によって生徒に自己有用感、充実感を味わわせる教育活動を推進する。
 - (全日制) 本校は、質の高い授業の展開や進路指導の充実に努め、問題解決に必要な思考力、判断力、表現力等の向上を目指す教育活動を推進する。
 - (定時制) 本校は、わかる授業の展開や学校行事の充実に努め、生徒が学校生活に楽しさや充実感を得られるような教育活動を推進する。
- (3) 本校は、全職員が「いじめは絶対に許さない」との認識を持ち、職員自らが体罰やいじめを誘発、助長することがないよう言動に留意する。生徒には、「いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。囃し立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- (4) 本校は、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、コミュニケーション能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) 本校は、生徒間、生徒と職員間、保護者と職員間等の信頼関係に基づく豊かな人間関係の構築に努める。その際、過度の競争意識等によるいじめへの影響を鑑み、助長しないよう留意する。
- (6) 本校は、いじめを防止するため、生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、生徒が自主的に行ういじめの防止に資する活動に対し支援を行う。
 - 例えば、いのちを大切にするキャンペーン、あいさつ運動、マナーキャンペーン、ボランティア活動等。(法第15条関係)
 - 特に「いのちを大切にするキャンペーン」では、生徒会主催で行い「いじめゼロ宣言」を行う。
- (7) 本校は、生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動として、情報モラル等の校内研修を行う。(法第19条関係)
- (8) 本校は、ホームルーム活動、授業、各種集会等をはじめとするすべての教育活動を通じて生徒にいじめの防止及び暴力・暴言の排除について啓蒙するとともに、PTA総会、PTA広報誌等を通じて保護者に対しても啓発を行う。
- (9) 本校は、「いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得る」という認識を全ての教職員が持ち、いじめが起こらない学級・学校づくりに努める。

7 いじめの早期発見のための措置

- (1) 本校は、日ごろから、全職員で生徒間の人間関係の観察を注意深く行い、それに基づく生徒の情報交換会を月に一度実施し、生徒情報の共有に努める。
- (2) 本校は、学校におけるいじめを早期に発見するため、生徒に対して学期ごとにアンケート調査を行い、結果を職員全員で共有し指導に活用する。調査実施については、自宅で回答させるなど、被害生徒が訴えやすい環境をつくる。
- (3) 教育相談の充実により、いじめの実態把握に取り組み、生徒が日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気を作る。
- (4) 保護者会やPTAの会議等で、情報の収集や意見交換に努める。定時制は、1学期にスクールカウンセラーによる面談を1年生全員に行う。
- (5) 本校は、「千葉県立長生高等学校いじめ相談窓口」を、文書により生徒・保護者に周知する。（法第16条関係）また、いじめを知った場合、いじめらしいと認知した場合、学校の相談窓口に通報する旨、生徒・保護者に周知する。

＜学校外の相談機関の例＞

- ・県教育委員会児童生徒課生徒指導・いじめ対策室

043-223-4054

- ・千葉県子どもと親のサポートセンター 043-207-6034

- ・茂原警察署 0475-22-0110

- ・外房地区少年センター 0475-22-3741

8 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、教職員、スクールカウンセラー及び外部機関により構成される「いじめ防止対策委員会」を置く。（法第22条関係）

(1) 組織の構成

全日制：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、保健部教育相談係、スクールカウンセラー

定時制：校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー及び中核地域生活支援センター（長生ひなた）所員

ただし、事案によっては、学級担任、部活動顧問、特別支援コーディネーター、PTA会長、外部専門家等を委員として加える。

(2) 組織の役割

ア いじめ防止基本方針に基づく、委員会の年間計画の作成・実行・検証・修正

イ いじめに関する相談と通報の窓口

ウ 被害生徒及びその保護者並びに加害生徒及びその保護者に対する指導や支援の体制づくりと方針の作成

エ 生徒、保護者への啓発活動及び保護者との連携の中核機能

オ 事案の程度に応じて、関係機関及び適切な専門家との連絡・調整（法第17条関係）

9 いじめを確認した場合の対応

- (1) 本校は、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認をいじめ防止対策委員会が行い、事案の程度に応じて県教育委員会に報告するものとする。
- (2) 関係生徒への聴き取りは、複数の職員で、生徒個別に同時進行で行う。その際、暴言や威圧等の不適切な聴取方法は禁止するとともに食事・休憩の時間を確保するなど、生徒の心身の健康に配慮する。
また、適宜職員間の情報交換を行い、得られた情報を速やかに照合、統合し、情報の精度を高めることとする。
- (3) いじめの調査結果について被害生徒・保護者に情報提供するとともに、加害生徒・保護者にいじめの事実を通知する。さらに当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題としてとらえ、いじめの傍観者がいれば、いじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われる事態の場合には、関係警察署と連携する。
- (5) 事案によっては、当事者の同意を得た上で、保護者会を開く。

10 関係生徒に対する指導

- (1) 本校は、事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、直ちにいじめをやめさせ、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援を行う。さらにいじめの再発を防止するため、スクールカウンセラーの協力を得つつ、教職員によっていじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (2) 被害生徒や通報生徒の指導には、「どんなことがあっても最後まで守り抜く」という姿勢で臨み、今のつらい気持ちを受け入れ共感することで心の安定を図る。
- (3) 被害生徒及び通報生徒が加害生徒から精神的・肉体的圧力や苦痛を受けることがないよう、加害生徒に対して出校停止等の適切な特別指導を速やかに行う。その際、加害生徒及び保護者に十分にその趣旨を説明するとともに指導への協力を依頼する。
- (4) いじめの扇動者や傍観者となったすべての生徒に対して、各種集会又はLHR等において、いじめを認知したときの適切な行動等について指導を行う。

11 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、本校に在籍する生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条の規定に基づき、適切に、当該生徒に対して懲戒を加えることができる。（法第25条関係）

12 重大事態への対処

- (1) 次のア、イに掲げる場合を、いじめにおける重大事態とする。
 - ア いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - イ いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態が発生した疑いがあると認めるときの報告は、次の経路とする。

発見者 → 担任 → 学年主任 → 生徒指導主事 → 教頭(副校長) → 校長
→ 学校安全保健課 → 教育長 → 知事
→ 指導課(二報以降)

ただし、緊急時には臨機応変に対応する。

<県教育委員会>

学校安全保健課安全室 043-223-4090

指導課生徒指導室 043-223-4054

(3) 重大事態が発生した疑いがあると認めるときは、直ちに全校生徒に対して質問紙による調査を実施する。質問紙に当該いじめに関係する記載を認めたときは、記載生徒に対して複数の職員による聴き取り調査を実施し、詳細な情報収集及び事実確認を行う。

(4) 質問紙及び聴き取りによる調査に係る重大事態の事実関係等その他必要な情報を被害生徒、保護者に提供する。また、加害生徒、保護者にいじめの事実を通知する。

(5) 必要に応じて、関係警察署及び関係機関にためらわず通報し支援を求める。

(6) 報道機関等への対応については、学校の正常な教育活動に支障が生じることのないよう副校長(定時制)、教頭(全日制)を窓口として行う。

1.3 公表、点検、評価等

(1) この「いじめ防止基本方針」については、本校ホームページに公表する。

(2) この「いじめ防止基本方針」については、年度末に生徒、職員、保護者による評価用紙を用いた評価を行う。

(3) この「いじめ防止基本方針」及び生徒、職員、保護者による評価については、年度末に「開かれた学校づくり委員会」委員による学校関係者評価を行う。

(4) 各学期ごとのいじめについての調査結果の分析及び(2)、(3)の評価をもとに、各年度末にこの「いじめ防止基本方針」の見直しを行う。

1 4 年間指導計画（定時制）

	学校行事等	学校いじめ対策事業
4月	始業式 入学式 新入生オリエンテーション	第1回いじめ防止対策委員会 生徒情報交換会 面談週間
5月	開かれた学校づくり委員会 教育プログラム 中間考查 学校だより発行	1年次生スクールカウンセラー全員面談 生徒情報交換会 いじめアンケート実施
6月	振興会・長志会総会 春季定通体育大会 生徒総会 QUテスト実施	生徒情報交換会 三者面談
7月	ミニ集会 期末考查 校外学習 終業式	いじめ防止キャンペーン 生徒情報交換会 三者面談
8月	夏季休業	三者面談
9月	始業式 体育祭前指導 職員研修（情報モラル）	第2回いじめ防止対策委員会 生徒情報交換会 生徒面談週間
10月	学校だより発行 生徒会選挙 芸術鑑賞会 中間考查 定通総合文化大会	生徒情報交換会 いじめアンケート実施
11月	修学旅行 学校評価アンケート 授業公開週間	生徒情報交換会
12月	期末考查 終業式	生徒情報交換会
1月	始業式 開かれた学校づくり委員会 天夢塾	生徒情報交換会 いじめアンケート実施
2月	前期選抜	生徒情報交換会
3月	選抜業務 卒業式・終業式 学校だより発行	生徒情報交換会 第3回いじめ防止対策委員会